

論 文

寺内正毅をめぐるイメージの拡散過程

―寺内文庫の収藏品に関する問題を素材として―

渡 辺 滋

はじめに

寺内文庫は、朝鮮総督・首相などを歴任した寺内正毅(1852～1919)の蒐書に、関係者の寄贈本を加えて成立した文庫である。東アジア各国の古典籍・古文書(12000冊)と、日本の洋装本、洋書(5800冊)などからなる。正毅の死後、1922年に息子寿一の手で開庫され、現在は山口県立大学などが分蔵している。

これまで寺内文庫の所蔵品については、「初代朝鮮総督の旧蔵品だから、相当な貴重品ばかりから構成されているはず」という思い込みから、多様な言説が生成・拡散され続けてきた。いくつかの言説は、根拠も示されないままに学術書に掲載されたり、政府間の交渉にも大きな影響を与えてきた。また拡散の過程で、そんな立派なコレクションであれば、権力を濫用して集めたに違いないという想像から、寺内の暴虐ぶりも強調され続けてきた。

しかし問題なのは、その種の言説のなかで、寺内がたとえ古墳の盗掘や美術品の略奪を行ったとする主張について、具体的な根拠が示されることはなく、また典籍・文書を集める過程において、権力を濫用したことを示す史料も一切挙げられないままとなっている点である。本来、具体的な根拠を示さなければに発信された情報は、とくに学界においては淘汰、あるいは再検討されなければならないのに、このテーマに関しては営々とその点が看過され続けている。本稿で、戦後の日本社会におけるそうした寺内をめぐるイメージの発生・拡散現象を分析するのは、そうした意味で興味深い事例だからである。以下、代表的な言説をいくつか取り上げ、その形成過程を検討したい。

第一節 寺内正毅による「寺内文庫」の形成過程とその内実

まずは諸言説の紹介に先立ち、寺内文庫の形成過程やその内実について、す

で確認されている情報を整理しておこう。彼の蔵書の実態については、これまで再三の調査が行われているにもかかわらず、実際のところ、いまだ十分に認識されていないからである。

まず1960年代に日韓国交正常化交渉¹⁾への対応のために、日本における代表的な朝鮮史研究者たちが寺内文庫の蔵書を目録化し分析した結果によれば、それほど多くの貴重書は含まれていないことが判明している。たとえば末松保和(学習院大学)は、外務省の聞き取りに対して、文庫の内実について「寺内総督が官権をもって集めたものとは見られず、まったく個人的に収集した図書としか考えられない。この程度の図書の収集は、寺内総督に限らず、多くの人たちが行っている。この点を韓国側に説明して、本図書は(引き渡しの)問題外とすべきである」(「寺内文庫本の韓国への贈与に関する末松博士の意見」1965/03/20)・「この目録はそのまま韓国側に見せてやるといい。寺内総督が自分の意見で韓国の良書を集めようとするれば、こんなものでなくて、もっとよいものを集め得たであろう。これは寺内総督が韓国の書が嫌いではなかったから、自然と集まったものである。この書が日本から失われたとしても、日本学界の損失とはいえない。韓国側にとっても、大した文化財の収穫にはならない。」(「田川孝三博士の寺内文庫調査報告」1965/05/17)と述べている。同じく田川孝三(当時は東洋文庫。のち東京大学)は「貴重なものは少なく、その多くが後人の模写である。…当時自由に購入でき現在韓国には多くあるとおもわれるものであり、学術的に貴重なものとはいえない。その意味で、かりにこれを韓国側に渡すとしても、日本学界の損失というようにはならない。」(「田川孝三博士の寺内文庫調査報告」1965/05/17)と指摘している。

ところで、この交渉の際の日本側の姿勢に対して、韓国側の研究者を中心に様々な疑義が呈されている。たとえば寺内のコレクションについて、日本側

が「合法的であるとの基本的な立場を繰り返すばかりで、これを積極的に立証しようとする努力はみられなかった」のに対し、韓国側は「文化財の流出が盗掘、奪取によるものであり、商取引であるとしても威圧的な社会的雰囲気のもとでとんでもない価格で売買されたであろうと主張した」と叙述される点などは、その典型例である⁽²⁾。

しかし、少なくとも公開された内部文書を見る限り、寺内文庫をめぐる事例の場合、「積極的に立証しようとする努力はみられなかった」訳ではない。日本外務省が意見を求めた朝鮮史研究者(末松保和・田川孝三など)は、前述したように現物調査に基づくデータ分析から、寺内文庫を構成する典籍・古文書類は寺内が個人的に収集したもので、権力を濫用して入手したような貴重品は含まれていないことを指摘しており、外務省もそうした実態を把握したうえで交渉に臨んでいた。つまり日本側がこの点について黙っていたとすれば、韓国側の非合理的な主張(根拠を示さないまま寺内が強奪したと主張し続ける点)に対して、火に油を注ぐ愚を犯さぬ為であると考えられる。

ただし日本側が、以上のような学術的な分析成果を明確に公表しなかった結果、国交正常化交渉以降も、この際の韓国側のもと同様の主張が続くことになる。たとえば「日本人研究者がその入手経路を含む正確な調査をおこなった上で返還することが必要」⁽³⁾との指摘は、その典型例である。これは、寺内文庫の所蔵品の多くが正常な入手経路を經ていない可能性を想定したものと考えられる。しかし、そもそもこの種の延々と主張が繰り返されるなか、実際に寺内が「強奪」したことが明白な文庫収蔵品の事例が、一点も紹介されていないことは、看過すべきでない。このことを明確にするため、日韓国交正常化交渉の際、韓国側が、根拠を示さず「商取引であるとしても威圧的な社会的雰囲気のもとでとんでもない価格で売買された」と主張し続けた事例を、具体的に検討しておこう。

古典籍の調査経験を持つ研究者であれば、誰しも知っていることであるが、写本の類に入手経路が記入されていることは、あまり多くない。価格が記入されている事例ともなれば、なかなかお目にかからない。ところが幸いなことに、寺内文庫の典籍のなかには、いくつかこの種の情報を記載したものが現存する。

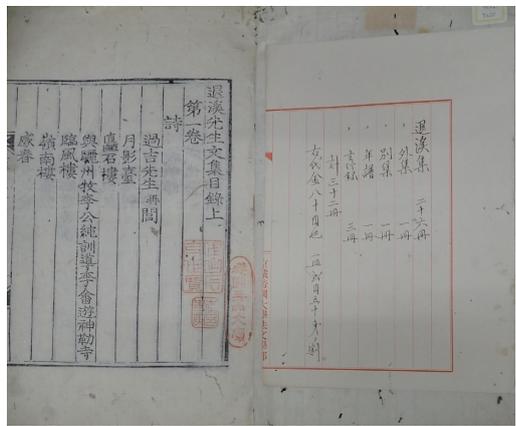
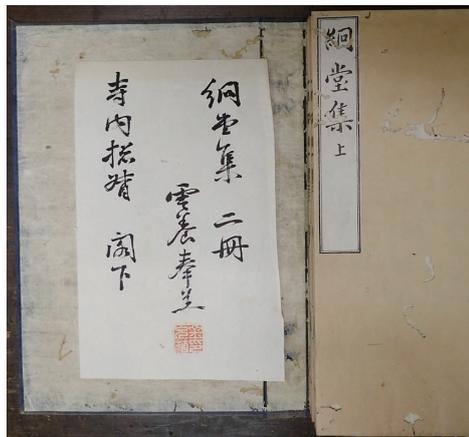
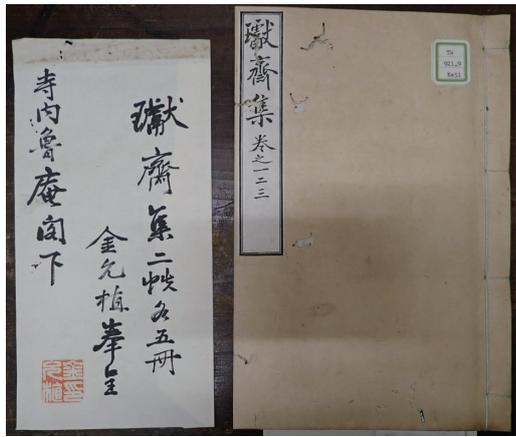
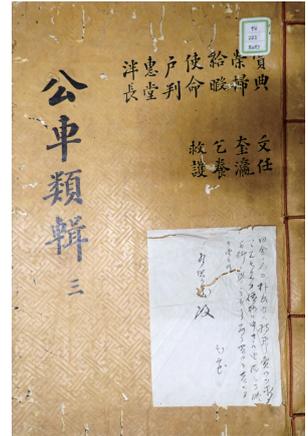
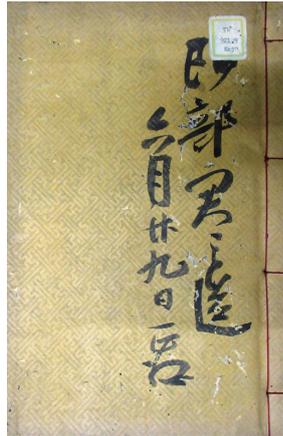
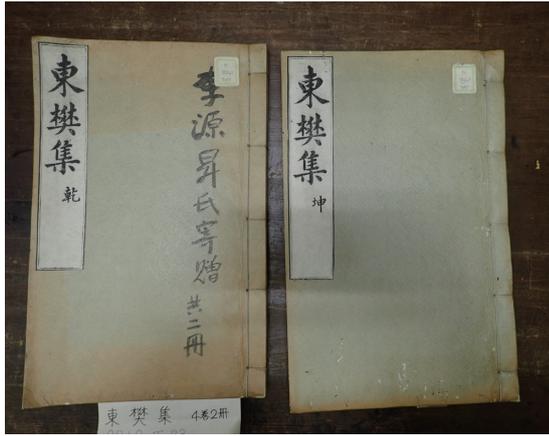
たとえば『明賢簡牘』(現在は慶南大学校へ移管されている)には、「本物主人、許以八十円、今纔承諾、然拙者無小利也、幸須俯諒伏望耳」と墨書されたメモ

が挟み込まれている。これは、朝鮮人の仲介者(書僮)が、売却の際の希望価格を記載したメモと推定される。大正初年の「八十円」は、高等文官試験に合格した役人の初任給(明治44年で55円、大正7年で70円)を超える金額である。当時の高等文官の社会的地位もふまえれば、けっして端金ではない(ちなみに同時期の巡査の初任給は、15〜18円程度だった)。

朝鮮本の購入に際しては、当時、このように個別の価格交渉が必要だったことは、別の事例からも確認できる。たとえば『公車類輯』(2211K084)の第三冊表紙には「田舎ノ人カ朴氏方へ持来リ、売口ヲ求メツ、見セケルカ、価格ヲ申ササル由。而シテ騰写料ニ準シテ、少シク安く買ツテ貫ヒタキ由□□/分室/有賀属殿」と墨書されたメモが貼付されている。つまり文面によれば、朝鮮人↓朴氏↓有賀啓太郎⁽⁴⁾(総督府参事官分室図書館)を經由して寺内の所有に帰したという経緯が確認できることになる。ここからは、当時の朝鮮人が総督府へ自発的に古書を売却にきていたことも分かる。もし「総督府に書籍を強奪される」などという噂が広まっていたとしたら、こうした行為は見られないはずで、相当に自由な売買が実現していたことを示す証といえる。

勿論、総督として多忙を極めていた寺内自身が、この種の書籍が持ち込まれる毎に、一々売買の見定めをしていたとは考えられない。そこで実際の判断に当たったのが、工藤壮平・黒田甲子郎などの側近たちだった⁽⁵⁾。寺内は、古典籍購入のために毎月一定額の予算を組んで、その枠内で彼らに継続的な購入作業を進めさせていたのである⁽⁶⁾。

このほか、表紙に「阿部君之送、六月二十九日正(花押)」と書かれた『寒山子詩集』(921・91Ka59)は、おそらく阿部充(京城日報)からの提供品だろう。また寺内文庫に所蔵される多数の拓本とともに保管される封筒で表紙に「藤田副官殿/石摺/威鏡北道警務部」と書かれた事例は、寺内の文化財好きを聞きつけた地方官からの献上品と推定される。同種のものとして、『東樊集』(921・91T023)の表紙に「李源昇氏寄贈(其二冊)」(打付書)と墨書されているのは、李源昇(李王職事務官)からの贈呈である。また『職齋集』(921・91Ke51)の「職齋集二帙各五冊/金允植奉呈(印) / 寺内魯庵閣下」、『綱堂集』(921・91Ke21)の「綱堂集二冊/雲養奉呈(印) / 寺内総督 閣下」、『鳳棲集』(921・91H91)の「鳳棲集四冊 / 雲養奉呈(印) / 寺内総督 閣下」などの挿入紙は、政治家・漢文学者だっ



た金元植(1935/1922)によるものである⁷⁾。なお田川孝三によれば、1960年の調査の際には『求忠堂先生文集』(921・9-KY48)に「慶州郡外東面芝草里、李殷雨の署名にて、寺内総督宛贈呈の封書」が挟み込まれていたのを確認したが、その後失われたとのことである⁸⁾。

このように見てきたところからは、かなり広い範囲の典籍が購入・寄贈などによって寺内の所蔵に帰したことが確認できる。とくに購入事例の場合、一冊のみの持ち込み・購入という方ばかりは考えづらく、この種の挿紙がない本の場合も、相当数が同様のルートで入手されている可能性を想定すべきだろう。以上のような実態は、「図書の中には、当時朝鮮人が寺内総督に献上したものもあり、その趣旨の手紙のついたものもあるが、これらも略奪品でない意味でその手紙をつけたまま返すのがよい」という末松保和による外務省への助言(文化財打合せ会)1965/03/16)でも確認されていたし、それ以降の関連研究でも再三指摘されている通りである⁹⁾。そろそろ、従来のような不毛な問題提起が止んでもよい時期ではなからうか。

第二節 寺内文庫をめぐる「うさわ」の発生と拡大

前節では、寺内文庫の所蔵品の収集過程や内実について、各種の史料に基づき確認してきた。こうした前提をふまえたうえで、本節では、寺内文庫をめぐる諸言説の発生・拡大に関する検討に移ろう。その端緒は、1960年代後半の李進熙¹⁰⁾の文章である。李の文章に突如あらわれるこの種の言説は、どれを見ても情報の典拠が一切挙げられておらず、真偽を確かめるべきがない点、やっかいな代物である。しかし、その後、多数の書籍・論文類に引用されることで、最近まで確固たる定説の位置を占め続けてきた。

まずは李の所説について、以下に関連部分を掲げておこう。

李進熙「異国にさまよう文化財」¹¹⁾



修理前の石窟庵(寺内文庫蔵) 漢文の落書が多数みえる

朝鮮の初代総督となった寺内正毅は、朝鮮の古建築を山口に移建して「朝鮮館」と名づけ、「朝鮮もの」を展示した。これらはその後離散したが、山口の桜圃(おうほ)文庫には、もと王宮にあった李朝歴代の国王の書や学者の遺稿・書画等一八五五点と典籍四三二巻が残っている。慶州石窟庵の観音菩薩像の前にあった大理石製の五重小塔と窟内の龕(かん)に安置してあった石仏二体は寺内がたずねたあと姿を消した。寺内が朝鮮から持ち出した仏像や高麗古墳からとり出した装身具や鏡、磁器など二〇〇〇余点は、山口女子大学に現存している。

李進熙「欺瞞的「文化財協定」について」¹²⁾
初代「総督」となった寺内正毅は、景福宮内の古建築を山口に移建して「朝

鮮館」と名づけ、略奪した「朝鮮もの」を展示した。これらの多くは現在散佚してしまったが、山口女子大学には二〇〇〇点を超える朝鮮各地の古墳から略奪したものがある。また、同大学の「桜圃寺内文庫」には、ソウルの宮殿にあった李朝歴代国王の書や学者の遺稿、書画など一八五五点と、朝鮮の古書四三二冊が残っている。

李進熙「日本にある朝鮮の文化財」¹³⁾
初代「総督」となった寺内正毅は、「朝鮮人は日本の法律に服従するか、さもなければ死ななければならない」と宣言し前代未聞の残酷な方法で、植民地支配に反対する朝鮮人民を検挙、投獄、虐殺する一方、文化財の略奪でも悪名を博した。慶州石窟庵の観音菩薩像の前にあった大理石製の五重小塔と窟内の龕に安置してあった石仏二体が、かれの巡回後その姿を消したことは有名な話で、またかれは景福宮内の古建築を山口に移建して「朝鮮館」と名づけ、略奪した「朝鮮もの」を展示した。それらの多くは現在散佚してしまったが、山口女子大学には二〇〇〇点をこえる朝鮮各地の古墳から略奪したものがある。また、同大学の「桜圃寺内文庫」には、ソウルの宮殿にあった李朝歴代国王の書や学者の遺稿、書画など一八五五点と朝鮮の古書四三二冊が残っている。寺内の命令で東京大学に運ばれた五台山史庫の「李朝実録」一八〇〇巻は、一九二三年の震災で焼失した。はなはだしくは、慶州石窟庵をそっくり解体して京城まで運ぶように命令するありさまであった。

李自身の回想によれば、一連の著述をなした背景として「植民地時代の文化財略奪について私は十数年前から調べていて、「わが文化財はなぜ故国を離れたか」(『時代』朝鮮語、平壤)を書き、翌一九六五年には「異国にさまよう文化財」上、下(『朝鮮時報』三月二十七日)、「欺瞞的「文化財協定」について」(『朝鮮』)にかんする研究資料(第十三集、朝鮮大学校)を書いた。それには、三十五年にわたる植民地支配と文化財の破壊、略奪をわずか三億ドルで取引した朴正熙政権にたいする、私なりの怒りがこめられていた」¹⁴⁾という事情があったことが分かる。しかし、その使命感に燃えた問題提起にもかかわらず、情報提示の仕方は疎漏である。とくに本文を一読して分かることおり、彼の紹介する多彩な情報は、いずれも「有名な話」などとされるだけで一切の典拠が示されておらず、本来であればそのまま論文に引用できる体裁のものではない。

とりあえず以下の検討のため、情報量が最も多い李 1966を軸に、彼の

主張を整理すると、以下のようになる。

(1) 石窟庵(慶州)に関する逸話

慶州石窟庵の観音菩薩像の前にあった大理石製の五重小塔と窟内の龕に安置してあった石仏二体が、かれの巡回後その姿を消したことは有名な話

慶州石窟庵をそっくり解体して京城まで運ぶように命令

(2) 景福宮の殿舎移建とその用途について

景福宮内の古建築を山口に移建して「朝鮮館」と名づけ、略奪した仏像や古墳からの出土品(装身具・鏡・磁器など)を展示

それらの多くは現在散逸したが、山口女子大学には二〇〇〇点をこえる略奪品が残る

(3) 山口女子大学(現在の山口県立大学)で所蔵される寺内旧蔵本について

山口女子大学の「桜圃寺内文庫」には、ソウルの王宮にあった李朝歴代国王の書や学者の遺稿、書画など一八五五点と朝鮮の古書四三二冊が残っている。

以下、李の主張について、逐一検討を加えていきたい。まずは「(1)石窟庵での「盗難」について」だが、石窟庵で石造品が紛失した時期については、当時の統監府に所属していた日本人の証言(2種)が残されている。以下に挙げておこう。

・諸鹿英雄「慶州の新羅時代遺蹟について」⁽¹⁵⁾

この外に九面観音の前に現存する台右上に、仏舍利が奉納されていたと口伝される。小形の見事な大理石製の塔があったのだが、去る明治四十一年

(1908年)春、尊貴な某大官の巡后、どこかへ跡形もなく消えてしまったのは、今に考えると愛惜この上ないことである。

・木村静雄「慶州古蹟保存事業」⁽¹⁶⁾

僕の赴任(1910年6月)前後に於て、盗兇の為に金に換えられて内地に搬出されて居る、石窟仏像の二体と、多宝塔獅子一對と、其他の灯籠など貴金物の返還を得て保存上の完きを得んことは、僕の終生の望みである。

ここで、まず諸鹿(慶州博物館)は、紛失は1908年春の直後と証言しており、その場合、伊藤博文統監の任期中である。また木村(慶州郡)の証言は、彼の慶州への赴任が1910年6月であるから、その前後ということになる。後者の場合、寺内の韓国統監への任命は同年5月であるから、その任期中ということになる。それでは、6月前後の紛失と寺内が関係している可能はあるのだ

ろうか。

この時期の寺内の活動を、もう少し細かく見ておこう。彼が統監に任命されたのは1910年5月だが、実際の着任は7月23日までずれ込む。その理由は、彼が陸相兼任のまま統監となったこともあって、極めて多忙だったからである。日記を見る限り、着任以前は山県有朋らの有力者と併合への大筋を議論するほか、統監府の職務にほとんど関わっていない。そんな状況下、彼が地方寺院の所蔵品を把握して、その接収などを指示する可能性は想定しがたい。ちなみに、寺内の石窟庵巡視は1912年11月であり(後述)、そうした点でも李進熙の説明(寺内の巡視→石造物の紛失)と齟齬している。

ところで李は、寺内が「慶州石窟庵をそっくり解体して京城まで運ぶように命令」したとも述べている。この逸話は、李の別著では「かつてここを訪れた統監の寺内正毅が解体して日本に運ぶよう指示したが、吐含山の急斜面に道路をつけるのが難しいという工兵隊の報告をきいて諦めざるをえなかったのは有名な話である」と、より具体的に説明される⁽¹⁷⁾。寺内がどれほど石窟庵に執着していたかを示すエピソードとして紹介されているのだろう。

しかし結論からいえば、これも事実誤認である(そもそも「統監」在任中韓併合前の寺内に、石窟庵を訪ねるほどの時間的な余裕はなかった)。それでは、誰がこのような無謀な指示を出したかといえば、実は先に紹介した木村の回想録に大筋が記録されている。以下、該当箇所を挙げておこう。

木村静雄「慶州古蹟保存事業」⁽¹⁸⁾

僕は明治43年、1910年六月に(慶州郡に)赴任し、七月の雨期をも過ぎた。：処へ突然にも、彼が耳を疑ふ様な命令が觀察使から届いた。曰はく「仏国寺の鑄造仏と、石窟庵の全部を京城に輸送すべし」と厳命である。そして直に之れか輸送の計算書を送れとの事だ。郡守は一議に及ばず服従の態度であるが、僕はさうは行かない。実に暴命是に過ぎたるはないといふ反感の止度がない。抑も此等の遺跡、遺物と云ふものは其の土地に定着してこそ、歴史の証憑ともなり、敬仰の念も湧くので、之を他に移すなどは無謀も甚しい。役人として事理を解せざるにも程がある。是れは盲従すべきではない、と斯う考へてから、回答を送らずに黙殺せうと決心した。纏て十月の官制改制となつて、道長官が任用され、其の下に大小の内地人官吏が据へられ、僕の命令峻拒に対する飛躍は美事に奏功して、沙汰止みとなつたことは、

今に於ても僕の会心に堪へない処だ。

この証言からは、1910年7月頃に慶州郡へ指示された石窟庵移建計画とは、慶尚北道の觀察使(朝鮮人)や、それに従う慶州郡守らによる新任統監への阿諛によるものと判明する。もし、この計画に京城の統監府や、寺内自身が関わっていたとすれば、日本人としての特権的立場を利用した木村の強引な解決法は功を奏さなかっただろうし、そもそも現地人が任命される地位(觀察使)の改組によって事態が解決するはずもない。

なおこれとは別に、寺内総督期の総督府内でも、京城への移転計画が存在したという証言がある。以下に史料を挙げておこう。

大坂六村「仏国寺と石窟庵」¹⁹⁾

現地保存は理想であるが、当時の地方状況からはそれは却つて危険と見られ、出来得ればこれを京城へ移さうとした。早速時の長警郡へその調査を命じられた。

驚いたのは長警郡である。標高五百六十一メートルの山頂から、甘浦港まで約四里の道路を新に造らねばならぬ。それから貴重な石像大小三十八体並に石窟用材を完全に運搬せねばならぬ。自信を以て見積る者がなく、その実施は到底不可能とされた。そこでいよ、現地保存といふことになった。

大坂の証言によれば、「当時の地方状況」(治安の悪さを危惧したものである)に配慮した総督府から、京城への移転が選択肢の一つとして提案されたが、最終的には現地保存に決したという経緯が窺える。

こうした経緯を経て寺内総督の視察となるのだが、残念ながら寺内日記は10月下旬～11月下旬の記事を欠いており、彼が現地でのどのような感慨を抱いたのか明らかではない。ただし、この際の視察については、現地側で複数の証言が残されている。まずは、先に挙げた大坂の証言から見ておこう。

大坂六村「仏国寺と石窟庵」²⁰⁾

「先づ俺が行つて見る！」

この一言は寺内総督の面白を躍如たらしむるものである。大正元年秋、いよ、総督巡視といふことになった。

今度は慶尚北道が驚いた。仏国寺から石窟庵までの道路をどうしようかといふことになった。本年度の予算ではもう道路工事費は一つもない。兎に角今度は樵人等の通る道に、ちよつと手を入れて置かうといふことになった。

当時慶州郡には主席書記として、慶州の研究と紹介に先鞭をつけた故木村静雄氏が居た。氏はこの機に乗じて遊覧道路をつけようと、工事予定案三通も作製して道庁に迫つたが容れられなかった。兎に角総督を案内する所だけを一応見て置かねばなるまいと、時の内務部長中野太郎氏が、木村書記の案内で実地踏査といふことになった。

「一番近い所は一番費用も掛りません」といふ木村氏の説明は皮肉ではあるが、道当局では単純に「尤だ」とうなづかれた。そして其の短距離の中央線を総督案内の第一予定線とした。併し短距離線は勾配が一直線の急峻であるべきは当然であらう。然るに中野氏は人も知る如き大兵肥満な人、途中ですつかり尻古垂れて文字通り進退維れ谷まつてしまった。こんな事もあつて二十二町の石窟庵参詣路が、木村氏予定の通りに出来た。木村氏があの天神髭をしいて豪傑笑ひを爆発させたのは、その時であつたといふ。

このように、総督視察に便乗して、大金を掛けた道路の難工事を実現させるという離れ業をやつてのけたのが、すでに紹介した木村である。つぎに、彼の証言も見ておこう。

木村静雄「慶州古蹟保存事業」²¹⁾

丁度大正元年の十一月五日であつた。寺内総督の慶州視察があつて僕は扈從して説明の任に當つた。石窟庵は胸着二十町の急坂である。六十幾歳の老軀を以て寺内伯は之を登攀する。漸くにして石窟に辿り着いて小憩の後ち僕は寺伯に従つて窟仏に對した。窟は天井が抜けて土砂か流入し、半肉彫の壁像など青緑の彩色が痛ましう穢れては居るが、本尊釈迦仏の尊嚴は襟を正して拝せずには居られない難有さを示して居る。寺伯感慨無量の体である。暫らくして僕を顧みて「木村、これはど怎うかせにやならんア……金は幾ら掛らうか」と長州訛りを丸出しに云はれた。僕は昨日からの古蹟廻りて寺伯に馴染を重ねて居るので臆面もなく之に答へた。「二万円位で出来る」と聞いて居ります。怎うか是非閣下御奮発を願ひます」と遣つたら、「ヨシ、何とかして遣らう」との事で大正二年には調査が始まり四年に完成と云ことになった。

ここで木村が提示した額「二万円」は、ある程度、しっかりした計算のうえで算出された数値だったようである。というのも、実際の工事がかかった費用がその近似値を示しているのである。結局、1913～15年にかけて

行われた工事は、全443日に延べ11200名の入夫が動員され、補足石材8500切、セメント560樽を投入し、総督府の支出した費用総額は22717円70銭に達したという⁽²²⁾。このような予想計算額の存在からは、当時の総督府には石窟庵で大規模工事を行う可能性まで事前に想定するグルーブが存在したことも想像される。

20000円は、大正元年(1912)の物価でいうと、巡査の初任給(15円)を基準に換算すれば、新任巡査100人分の年収を超える額である。このような額を、ポンと出せるほどに、当時の朝鮮総督府は潤沢な資金を確保していたのであろうか。この時期の韓国政府(併合前)や総督府の歳入は2000万円強/年であり、とくに財政基盤の安定しない草創期の総督府は、韓国内から徴収される租税とほぼ同額を日本政府の予算から補充され、どうにか収支均衡を保っていた⁽²³⁾。そうした状況下、全予算の0.1%に相当する額を一遺跡の修理・復興に投入するというのは、総督自身の強いイニシアチブがなければ実現不可能だったはずである。「二万円位で出来る」と言い放った木村も木村だが、即答した寺内も、すでに相当な覚悟を固めていたと見て間違いあるまい⁽²⁴⁾。

ところで、石窟庵からの石造品盗難事件をめぐることは、寺内主犯とする李進熙説のほか、曾祢荒助(1849~1910)を主犯とする見解も存在する。曾祢は蔵相などを経て、伊藤博文(韓国統監)のもとで副統監を勤めた後、伊藤の後を襲って統監(任期:1909年6月~1910年5月)に就任した人物である。彼が石窟庵視察(1909年秋)ののち、そこで見た石造品を気に入って略奪したというのが、その趣旨である。

この点を、もう少し具体的にしておく。曾祢主犯説の根拠とされる史料は、3つある。このうち、論者が最も重視するのは、以下の証言である。

柳宗悦「石窟庵の彫刻に就て」⁽²⁵⁾

目撃者の懐述によれば、十一面観音の前に小さな優秀な五重塔が一個安置してあつたと云ふ。之は後に曾祢荒助統監が持つて行かれたのだと云はれてゐるが真偽のほどは不明である。

しかしこの証言は、柳自身が「真偽のほどは不明」と付言するほど、不確かなものといわざるを得ない。そこで、さらに別の資料が登場させられることになる。のこりの2つは、諸鹿央雄・木村静雄らの証言(前掲)である。

それでは彼らの証言から、「曾祢統監の巡視↓美術品の略奪」という図式を

読み取れるであろうか。これらの証言から想定される紛失時期を伊藤・曾祢・寺内の三代の統監の時期いずれとも決めがたいことは、先述したとおりである。つまり曾祢主犯説は、柳宗悦による「真偽不明」の証言以外に根拠はないことになる。先に述べたように根拠史料自体が存在しない寺内主犯説(李進熙ほか)は論外だが、曾祢主犯説(兪弘濬・李龜烈ほか)にしても⁽²⁶⁾、柳の証言を過度に重視した結論先行気味の論理展開といわざるを得ない。

なお最後に付言しておく、現在では、以上の諸説において盗難されたと指摘される石造品が、そもそも「実際にあつたかは疑問」とする見解が、韓国において有力である。この「盗難」事件については、「風評に依存した口伝がずっと引き継がれ、そのまま既定事実になった」「風評と伝言だけが主になっており、より綿密な検討が必要」という指摘⁽²⁷⁾によるべきだろう⁽²⁸⁾。いずれにせよ、寺内が石窟庵から仏像などを盗んだという容疑は、濡れ衣とするのが妥当である。

以上の分析から分かることは、李進熙の所説「(1)石窟庵(慶州)に関する逸話」は、おおよそ根拠のない噂話、あるいは何らかの根拠があつたとしても本来とは相当に異なる変容を遂げた末の情報からなっていることが分かる。

とすると、以上の情報は李個人が頭のなかで作上げたものなのだろうか。私は李の列挙した情報は、彼の周囲に存在した複数の言説を混合・整理したものである可能性が高いと考えている。整理の過程では、出典の一つともなっている朝鮮大学校(李の勤務先)における共同研究が何らかの役割を果たしているのではなからうか(勿論、これは何の根拠もない憶測であるが)。

主張の内容を見る限り、討論の過程で、社会心理学でいう「リスキー・シフト(集団成極化)」「集団思考を進める際、自己提示欲求・支配的意見への収斂・集団同一化などの諸要因から極端な結論が生じる現象」が生じた印象が強いのである。ただし後述するように、南・北朝鮮や在日社会において類似の言説が広く流布していた可能性は高く、文字化された結果として李の主張がとくに影響力を持ったという偶然性も認めざるを得ない。

ついで、残りの項目についても簡単に検討しておきたい。「(2)景福宮の殿舎移建とその用途について」は、李の主張のうちで景福宮の殿舎を山口に移建したとする点は事実である。しかし彼の主張とは異なり、当該殿舎は19世紀後半の建設なので、解体時には建築後50年たつておらず、「古建築」とは見なせ

ない。また移建後、その建物が美術品の展示施設として利用された事実は一切確認できない⁽²⁹⁾。そもそも30坪程度のこの建物に、「二〇〇〇点」(散逸後ですら?)を超える美術品を保管することは不可能である。ちなみに寺内の生前には、来たるべき文庫の一般公開まで典籍類を保管する倉庫として利用されていた(桜圃文庫処務の概要) 山口県立大学 新収21—15—2)。つまり李の主張は現実と大きく異なっているが、同内容の情報は日韓政府間の交渉の場において、韓国側から確定した真実として主張されるほど、これ以降、大きな影響力を持った。

最後に「(3) 山口女子大学(現在の山口県立大学)で所蔵される寺内旧蔵本について」は、主要部分は桜圃寺内文庫編『桜圃寺内文庫図書目録』(同文庫、1922年)の冒頭の説明文によるものと推定される。つまり典拠の存在する情報は、この部分だけといえる。ただし「もと王宮にあった」などの説明は想像に過ぎない。「陳列室(文庫本館2階)には、明治・大正天皇からの下賜品、李王家からの拝領品、正毅氏の遺品類が展示された」⁽³⁰⁾ことと混同している可能性が高い⁽³¹⁾。

このように、李の主張の大半には根拠がなく事実と異なっているのだが、その影響力は大きく、内容は反復・増幅され続けていく。たとえば早く同年中には、日本共産党中央委員会の発行する『文化評論』で類似の言説が紹介されている⁽³²⁾。具体的には、寺内が自宅に朝鮮館を作って略奪文化財を展示したこと、現在それは山口女子大学に保管されていることなどが主張される。

ここで注目されるのは、略奪文化財の内容に関する情報が「慶州にある新羅の王陵からも金冠をはじめ金、銀、珠玉がかすめとられ、徳寿宮美術館からは三国時代随一の金・銅仏像の大部分が略奪された」などと、増補されている点である。しかし、たとえば徳寿宮美術館(やその前身に当たる李王家美術館)は寺内の生前には存在していない。あるいは、関連する李王家博物館⁽³³⁾のことを指しているのかもしれないが、いずれにせよこれらの施設の所蔵品を寺内が略奪したことを示す史料は、管見の限り確認できない。慶州の新羅王陵から副葬品をかすめとったとする疑惑についても、同様である。このように李との間で、一つでも多く寺内の非を鳴らすことを競っている感すらあるが、根拠には乏しい。

ついで李の諸説を継承したのは、西川宏(岡山の考古学者)である。1966年に発表した論文は李の主張の引き写しの域を出ないが⁽³⁴⁾、1970年の論

文ではより独自性を帯びている⁽³⁵⁾。参考までに、関連部分を掲げておこう。

たいていの社会的地位をえた者がそうであるように、寺内自身も古物に対する骨董的趣味をもっていたが、彼のそれはきわめて強烈なものであつて、山口の実家に景福宮内の古建築をわざわざ移築して朝鮮の文化財を陳列、「朝鮮館」と称したほどであつたから、この一連の施策の立案と推進に、寺内の性癖がかなり反映していると思われる。だがそれもさることながら、日本の朝鮮統治は、このような「文化」政策にも力を注ぐのだということが宣伝されるならば、彼の本領たる酷烈無比の武断政治に対する格好の煙幕となる、という点も見落すわけにはいかない。総督の「善政」は形にのこるもので後世に伝えなければならぬのである。総督府博物館の創設は、のちにのべる『朝鮮古蹟図譜』の刊行と共に、寺内の「偉業」の記念物とされたのであつた。:

初代朝鮮総督寺内正毅…の文化財政策は朝鮮民族に寄与せんがためのものであつたと説く人があつた。藤田亮策の文章をもう一つ引用しよう。:ししかしながら寺内は、郷里に景福宮の古建築を移築して歴大な朝鮮文化財の収蔵庫とした、という事実もあることは前に触れた通りである。田中光頭の「持出した」文化財を「取戻した英断」についても、もともと二代総監曾祿荒助が、一九〇九年の韓国施政改善二閣スル協議会で、「種々の物議を生じたのも」之れ畢竟密かに持ち行きたる為にて、公然贈与すといふことなれば何の差支もなし」とうそぶきたいわくつきのものであつて、この曾祿の発言と寺内の行為との間には、そう大きな距離があるように思えない。寺内の「徹底した文化政策」にもかかわらず、朝鮮文化財はその後もひきつづき、大量に日本へ持込まれたのであつて、いちいち例挙にいとまがないほどである。それはまさに植民地支配の「戦利品」だったのである。

ここに見えるように、寺内による『朝鮮古蹟図譜』の刊行や、前任者曾祿荒助を巡る関連情報など、みずから関連情報を収集したうえで分析している点は評価できる。ただし、「公然贈与すといふことなれば何の差支もなし」という曾祿の姿勢と、寺内の姿勢の間に「そう大きな距離があるようには思えない」とする点など、全体としては、結論が先に決まっているところに、むりやり関連情報をはめ込んだ観が否めない。

この西川の所説を継承するのが、鈴木良である⁽³⁶⁾。鈴木は一連の著作のな

かで、西川の業績について「日本の学者で朝鮮文化財の返還について発言した人はそう多くはない。…考古学の立場から、鋭く問題を提起した」と高く評価している。しかし、李↓西川↓鈴木と三段階にわたり、寺内をめぐる情報の真正性がほとんど検討されないまま見過ごされ続けている点は看過すべきでない。いくら「鋭い」問題提起であろうと、前提とする情報が不正確であれば何の意味も持たないのである³⁷⁾。

第三節 その他の関連諸説

ところで、李の所説と類似の言説は、同時期の朝鮮半島でも広がりを見せていた。ただし内容から見て、李進熙の所説を直接継承するものとは思われない。たしかに彼は、前掲の諸論文を日本語で出版するに先立ち、前年にその骨子を北朝鮮で発表している³⁸⁾。しかし、1960～70年代に北朝鮮から発信された関連情報を見る限り、李の提供した情報を直接参考にした形跡は確認できない。そこで代表的な事例を確認しておく、たとえば、北朝鮮の社会科学学院で編纂された歴史書には、以下のようにある³⁹⁾。

文化財の略奪はまた、金儲けの手段や朝鮮侵略の名誉あるシンボルにされた。李王職次官であった小宮三保松が三百余点の文化財を骨董商人に売却して、にわか成金になったことはよく知られている。総督寺内正毅は朝鮮から奪った仏像や梵鐘、仏具や金冠、装身具など、数多くの文化遺産でもって郷里に「朝鮮館」を設置し、自己の「功勞」を誇った。また、植民地官権でもって民間に散在していた文化財も数多く略奪した。一九一五年にいわゆる「始政五周年共進会」が催されたが、この時、文化財の出品者には「褒賞を授与」すると称して、警察官まで動員して各家庭に保管されていた貴重な文化財の出品を強要し、「共進会」が終るとそれらを「研究資料に利用」という口実で奪った。その数は四万二千二十余点に達した。その中の特に貴重な書画、美術工芸品八十七種は「共進会」を見物するとして来朝した皇族の閑院宮が直接持ち去り、その他は総督寺内をはじめ高官らの間で山分けされた。叙述に際して数値を明示しようとする点など努力は認められるが、残念ながら類似の諸説と同じく必要な根拠は示されていない。文中の「よく知られている」などといった表現に注目すれば、当時の平壤周辺で流布していた噂話を収集した成果と見なさざるを得まい。

なお寺内による文化財収奪のシンボルとも位置づけられることが多い「朝鮮館」について、初期の情報発信では「伊藤博文は自分一人で実に数千点の貴重な文化遺物を略奪し、わが国から盗んでいった文化遺物で自分の家に「朝鮮館」なる美術館までつくりあげた」のように、別人と関連づけて説明した事例も見られる⁴⁰⁾。このように、北朝鮮における類似の言説は、おもに日本で発信された李進熙の主張と直接関連してはいないようである。とすれば逆に、ここまです紹介した諸情報は、北朝鮮・韓国・在日朝鮮人社会などのなかで様々なバリエーションを派生させつつ広がっており、李進熙が発信し日本社会で流行したパターンはその一種に過ぎなかったと考えるべきなのかもしれない。

このほか、韓国においても李進熙の所説から影響を受けていない情報発信が存在する。具体的に、1960年代に現れる「初代総督寺内正毅は、彼の故郷である山口県萩市に莫大な美術品と典籍を蒐集し、景福宮内の一建物まで移建して「朝鮮館」と称し、そこに保管していたことで有名だった。その後、これは散逸し、現在、その一部が山口県立短期女子大学の図書館に保管されているが、その内容については未だ明らかになっていない。」という筋の言説は、李弘植(高麗大学校)論文を先懸とする⁴¹⁾。しかしこの論文の場合も、関連情報については「有名だった」とするだけで、根拠史料は一切挙げられていない。いうまでもなく寺内の故郷は萩市ではないし、朝鮮館に「莫大な美術品」などを保管した事実もなく、このままでは依拠できない情報であることはいうまでもない。

しかし李は、日韓外交正常化交渉の際、第5次日韓会談から専門委員として交渉に参加し、のち首席委員として会談を主導した人物である。実際に会合冒頭で、彼は以上の情報について、「証拠を集めて説明できる」(文化財小委員会第2回会合1961/11/07)と発言し、その方向性に沿って交渉を進めようとし続けている。実際に「証拠」を示して貰えれば理解も進むのだが、少なくともその後の議事録を見る限り、「玉石その他美術品」(同)、「典籍書画仏像」(文化財小委員会第7回会合(1962/02/28)などを寺内が国外に持ち出したとする主張について、彼は寺内文庫の存在を強調するに止まり、具体的な根拠を一切示していない。とくに寺内自身が何の興味を示していなかった(「収集したことを示す史料も見当たらない)宝石類や、首相就任による帰国の際に総督府博物館へ寄贈したはずの古美術品に関して、その「返還」を要求された日

本側は対応に苦慮したことだろう。存在することを説明するのは簡単だが、「存在しない」ことを証明するのは至難の業だからである。

興味深いのは、李が「所藏品のちに散逸し、一部のみが山口県立女子短期大学に、内容が公開されないまま保管されている」⁽⁴²⁾と説明する点である。寺内の龐大なコレクションはすでに「離散」・「散佚」し、現存するのはほんの一部に過ぎないという説明は前述した李進熙の場合と同じである。しかし文庫本体と朝鮮館の機能の混同や文庫所在地の誤認(前述)をはじめ、会合における発言も見限り、彼が寺内文庫に関して実際の情報をほとんど把握できていないことは明らかである。つまり上記の説明は「散逸」の事実を具体的に確認したうえでのものでなく、「龐大な美術品と図書」があったはずという証明されざる前提に立ち、現在の規模からすれば現存コレクションはその一部に過ぎないという想像を述べただけと考えられる(李進熙の場合も、これと同じだろう)。

ところで、この件を担当した日本側の専門委員は、斉藤忠(1908-2013)である。彼は戦前の朝鮮半島における美術品の状況に詳しい藤田亮策(1892-1960)に師事し、みずからも慶州博物館・京城博物館などでの勤務経験を持っており、この直後(1965年)には文化財調査官から東京大学に転任している。学識・経験ともいうってつけの人選といえる⁽⁴³⁾。

この際に、斉藤が携わった作業の一つに、「萩の寺内文庫」に関する調査があった。韓国側は会合のなかでこのキーワードを再三にわたり繰り返しており、本国からは「国立大学の所藏品の返還要求を撤回しても、寺内文庫に関しては必ず確保するように」という趣旨の指示が送られているほど⁽⁴⁴⁾、同文庫の所藏品に強い執着を抱いていた。まず文化財専門家会合(第3回)(1961/11/28)における韓国側からの要求を受け、斉藤は山口県に出張し寺内文庫の実態について調査を進めた。調査の間にも、韓国側は文化財小委員会第4回会合(1961/12/05)で同様の主張を繰り返しているが、文化財専門家会合(第4回)(1961/12/12)において斉藤の復命が紹介される。それによれば「山口市の山口女子短大図書館に寺内文庫の名で漢籍が保管されているのが元萩市にあった寺内文庫の全部でないかと思われる」とのことであった。山口県での調査で、そもそも萩に「朝鮮館」が存在した事実はないことや、文庫の所藏品に仏像や宝石などが含まれた事実もないことなどは当然把握されたであろうに、韓国側へ無用な刺激を与えることを避けるために上記のような説明を

したのである。しかしこうした調査の過程で、合理的・学術的と自称する韓国側の要求内容の信憑性への疑念は、次第にふくれあがっていった可能性が高い。

このように、先行する李進熙の所説ほどでないにしろ、李弘植の所説にも多くの事実誤認が含まれていた。しかし、国家間の交渉の場において繰り返し主張された「寺内文庫は美術工芸品の宝庫」というイメージは、その後、韓国内は勿論のこと、日本社会のかなり広い範囲にまで伝播していく結果となった。そうした諸言説のなかでも、李弘植の寺内文庫に関する説明を流布させた李龜烈『韓国文化財秘話』⁽⁴⁵⁾の日本社会への影響力には、大きなものがあつた。

その後、李龜烈、南永昌(訳)『失われた朝鮮文化—日本侵略下の韓国文化財秘話—』⁽⁴⁶⁾として日本語訳が出版されたからである。これ以降、「山口県萩市に建てられた「朝鮮館」に、寺内が収奪した龐大な美術品が保管されていたが、後に散逸し、一部が山口県立大学に伝来するのみ」という言説が、専門性の高い媒体にまで広く掲載されるようになる⁽⁴⁷⁾。これらの李説を引用した文献の問題点は、典拠が示されていない情報に何の再検討も加えないまま乗っかっている点である。こういう場合、最低でも李龜烈の情報源＝李弘植の所説まで遡る手間は避けてはなるまい(そのままでは、単なる又引きである)。もし、そこまで遡ってみれば、李弘植も何の根拠も示さなまま語っていることに気づいたはずである。

ところで李進熙説と李弘植説の関係性についてであるが、いずれも大筋では「寺内文庫に龐大な宝物が…」という想像を語っている点で一致している。管見の限りにおいて、両者が親子関係なのか兄弟関係なのかを直接に示す史料は確認できない。しかし、いずれも寺内の暴虐な行為を「有名」と言い切るだけで、何らの典拠(史料的な根拠)も示さなままに叙述するスタイルで共通するところからは、おそらく情報源は南北を問わず韓国・朝鮮半島の関係者のなかで広く共有された噂話だったと推定される⁽⁴⁸⁾。この種の情報が、根拠に当たっての再確認もされないまま繰り返し発信され続けることで、次第に影響力が増幅された結果、本来、特定グループの内輪の「うわさ」に過ぎなかったことを看過させるほどの浸透力を社会全体に対して発揮するに至り、国家間の外交交渉や学術書のなかですら、確固たる真実のように語られはじめたことには、恐ろしさすら感じる。

さて以上のように、日本語文献における寺内文庫関連の叙述の大半は、李弘植あるいは李進熙の論文を直接・間接に情報源とするものと考えられる。ところで、これらとは直接つながっていない叙述も、一部に見られる。それが、図書館の関係者の著作に見られる寺内批判である⁴⁹。内容を見る限り、南北朝鮮関係者の著作・口頭発表などを情報源として⁵⁰、その内容を反復発信しているものと考えられる。

どうやら図書館司書などが行う内輪の研究会にこの噂話が持ち込まれ、憤りのような感情が参加者の間で共有された結果、十分に情報の信憑性を確認もしないままに、この問題を追及するべく関連情報を積極的に発信しはじめたものようである。

在任中の寺内が不正・不法に入手した古典籍類を日本に持ち帰ったものが、寺内文庫として現存する「略奪文化財」⁵¹であるという骨子は他説と変わらないのだが、図書館司書という立場柄、これまで紹介したカテゴリーとは非難の方向性が多少異なっている。たとえば、以上の内容に加えて、寺内が「図書館には全く無理解」で建設しようとしなかったことを繰り返し非難している。しかし、当時の朝鮮半島で図書館を建てたとして、それを利用する識字層がそれなりに存在したのか、そもそも図書館に並べるほどの数量の書籍が社会に流通していたのかなど、先行研究の成果を看過した空論が目立つ。

このように、このカテゴリーからの情報発信は、寺内に対する感情的非難もさることながら、不正確な情報の付加が最大の特徴である。寺内が、ナチスの焚書にも匹敵する大焚書を行なったとか⁵²、価値の高い美術品その他を没収しては私有したとか⁵³、史料的な根拠を示さないまま彼の犯罪を指弾することに加え、「その（＝独立運動の）勢いは、日本政府が、朝鮮総督を寺内正毅陸軍大将から斉藤実海軍大将に替え（一九一九年九月一〇日）、みかけ上の路線変更を行わざるをえないほどであった」⁵⁴のように、史実に関する基礎的な理解を欠いた叙述が繰り返されている（寺内の後任総督は斉藤ではないし、寺内の離任は首相就任のためである）。

もともとは純粹な正義感・使命感から始まった作業なのであるが、結局彼らの行為は、情報源の真正性を確認しないままに⁵⁵、事実誤認をさらに添加したうえで、デマを拡散し続ける行為と化している。近年のSNSなどで頻繁に見られる、「善意による偽情報の拡散が、問題を複雑化させる」現象の典型

例といつてよい。

なお以上のような言説が世間に流布したままの状況下、様々な政治的背景もあり⁵⁶、寺内文庫の収蔵品の一部は山口県立大学から慶南大学校（韓国）へ「寄贈」されることになった。ただしこの寄贈をめぐるでも、文庫の実態が周知されるといふよりは、「もちろん寄贈されたのは、寺内文庫にある一五〇〇点余りの朝鮮半島関係古図書や絵画のホンの一部に過ぎず、陶磁器等美術品は未だ返還対象にすらなっていない」⁵⁷のように、過去の根拠のない言説が延々と繰り返される結果を生じている。

実際の寄贈の経緯に関しても、「桜圃文庫が韓国にひそかに返還された」⁵⁸などと、まるで後ろ暗いことをしているかの様な非難が加えられている。しかし、両国の国会議員なども列席する寄贈式が行われ（一九九五年十一月十一日）、日韓両国の多数の新聞にも関連記事が掲載された出来事を「ひそか」と表現するのは、正確な描写ではなからう。

加えて寄贈後の韓国内の反応を見る限り、日本側に残されたコレクション本体への注目度が高まり、当初予想していなかった反応の発生を招いており⁵⁹、「寄贈」の主目的であった状況の平穏化と、事態は逆の方向に進んでいるように見受けられる。文化財の寄贈・返還に際しては、それによって発生する二次的な影響までも視野に入れた対応が必要と指摘される所以である⁶⁰。

第四節 寺内正毅と朝鮮文化財

本節では、これまでに検討した噂話の流布現象から離れ、寺内による実際の文化財行政について触れていこう。寺内期に打ち出された文化財保護政策の概要については、藤田亮策が詳しく記すところだが⁶¹、とくに「古蹟及遺物保存規則」（朝鮮総督府訓令第29号 1916年7月4日）は単なるザル法ではなく、その実態は相当に厳しいものだったらしい。同規則の施行以前でも、たとえば池内虎吉（大田機関庫の技手）が湖南線論山附近の工事中に開泰寺（忠清南道 論山市）の三体仏を買取った廉で総督に面責され、その面前で辞表を書かされた逸話も伝わっているなど⁶²、寺内の文化財保護の姿勢はかなり厳密なものであった。

こんな状況下、実際に文化財が半島外へ流出した場合など、寺内の反応もそれ相応なものとなる。一旦、東京・大阪などの好事家の手で半島外へ搬出され

た文化財を、寺内らが圧力をかけて半島に戻させた事例としては、すでに「智光国師玄妙塔」（法泉寺址）・「石塔」（敬天寺）などが紹介されている⁽⁶³⁾。以下、関係研究において未紹介の史料もふまえて、概略を確認しておこう。

まず、田中光顕が日本に持ち出した敬天寺石塔について。これは、寺内が総督退任後まで圧力をかけ続け、最終的に朝鮮へ戻させた事例とされる。返還の実現した当時、寺内は首相に就任していたとはいえず、表だって内閣支持を標榜してくれる政党もない状況下にあった。そのため長年にわたり宮内大臣を勤め、退任後も宮中に隠然たる勢力を誇る田中と事を構えることが必ずしも上手なやり方ではないことは、分かっていたはずである。すでに自分と直接関係のない朝鮮半島をめぐる案件で、田中に不快感を与えることは、ハッキリいって政権運営に際して望ましい姿勢とはいえない。それにもかかわらず、総督退任後も数年にわたり返却圧力をかけ続けたことは、打算を度外視した行為と見るほかない。

しかし、この一件についての韓国人たちの評価は非常に低い。たとえば、回収の過程における寺内の貢献を認めつつ、「一九一六年六月発足した「古蹟及遺物保存規則」の精神に多少協力したとしても、政治家から見れば右のポケットから左のポケットに移すぐらいの意味しかなかった⁽⁶⁴⁾」と総括されるくらいである。

玄妙塔の一件も、これと同様に寺内にとつては得るものの少ない処分となった。この一件は、彼の総督在任中に処理を済ませた案件だが、日本人居留民からは後々まで日本側の正当な権利を犯す行為であると、激しく非難されている。たとえば同じ山口県出身の藤村徳一は、玄妙塔は正常な手続きで旧所有者朝鮮人から購入したのち、日本に運び出され日本人の所有となった文化財であり、これを朝鮮半島に回収しようとする寺内の姿勢は「官権濫用」・「非常識」と指摘している⁽⁶⁵⁾。法（古蹟及遺物保存規則）の遡及適用はできないことも念頭に置けば、朝鮮半島に戻させる法制上の根拠はなく、返還を強要する総督府側の態度を「横車」「傲慢暴戻」「横暴」などと非難する藤村らの姿勢も理解できる。

ただしこの件に限らず、日本人から見た寺内の姿勢は、たとえば「内地人を疎外」・「居留民を忘れ」・「居留民を見ること土芥の如」きと見なされていた。一方、寺内が熱心に推し進める朝鮮人への権利付与は「悪平等」を現出させており、日本人と朝鮮人の間には「差別を立て民度に応じて制度を定む」べきと

の非難を受けていた⁽⁶⁶⁾。寺内総督の統治が「朝鮮人本位」であるとすると批判が広く共有されていたことは、当時の在留日本人の手になる新聞記事の分析からも指摘されている⁽⁶⁷⁾。現在、とくに韓国・北朝鮮において、激しい朝鮮人への弾圧を行った人物と見なされている寺内が、当時、少なくとも在留日本人の間で正反対のイメージで受け止められていたことには、皮肉の感がある。

戦前の朝鮮半島を知る研究者が、文化財の半島外への持ち出しに否定的な寺内の姿勢を印象深く物語るのも⁽⁶⁸⁾、以上のような実態を知悉していたからである。この種の証言は多数あるが、戦後になると一切顧みられなくなり、本稿で取り上げたような「寺内＝略奪＝持ち出し」という筋の言説の影に埋もれていつてしまう。

なお近年、寺内が文化財の持ち出しを規制したこと自体は認めつつも、その目的は「原住民に対して、長期にわたり偉業を成す能力も自治の能力も欠いてしまったことを告知する」ためとする主張も提起されている⁽⁶⁹⁾。かつて流布していた言説と比べて、一段、進化した理解だが、日本国内、とくに寺内に関連する膨大な史料の分析もないまま、西欧諸国の植民地経営に関する先行研究の成果を援用する形でこうした結論を示すことには唐突な感が否めない。従来説と同様に、支配のための文化財行政という側面を強調しすぎているように思われる。寺内自身の言動もふまえると、彼の対応は植民地に対して「模範的」に振る舞おうとする日本の統治における「建前」が強く顕現した現象と見なすべきだろう。

ところで、寺内が半島由来の文化財の散逸を憂い、私財を以て買い集めていたことについては、多数の証言がある⁽⁷⁰⁾。典籍・古文書の収集の際、工藤壮平・黒田甲子郎らが協力したことは先述したが、美術品の鑑定・収集には関野貞・鮎貝房之進らが協力したとされる⁽⁷¹⁾。たとえば国宝78号（韓国）の「半跏思惟像」は、「今朝、淵上某他一名、新羅朝ノ銅仏ヲ持来ル」（『寺内正毅日記』1912年10月17日）という経緯で寄贈され、寺内の離任時に総督府博物館へと納められたものである⁽⁷²⁾。

同じく離任時に博物館に納められたものとして、三宅長策蒐集の古鏡コレクションも特筆される。これも寺内が私費で買い上げて、寄贈したものである。寺内が「高麗鏡を朝鮮に残すために、相当額を謝金として贈る決心で、形式上関野（貞）先生に評価を依頼した」際、「総計を総督に提出したところ、もう少

し高く買えぬかとの言葉である。稍高値に訂正して差出したところ、もう少し高くして欲しいとの希望で、止むなく二倍か一倍に増額評価して漸く決定した」という経緯も伝わっている⁽⁷³⁾。

このように、寺内の元へ集められたコレクションのうち書籍・古文書以外の美術品すべては、首相就任に伴う総督退任の際、総督府博物館へ寄贈され⁽⁷⁴⁾、質・量ともにそのコレクションの基幹を占めることになる。寺内にとつてみれば、半島外に流出した文化財の回収や、私財による散逸文化財の収集は同一の問題意識から行っており、その集大成が総督府博物館へのコレクション寄贈という訳である⁽⁷⁵⁾。こうした経緯もふまれば、李弘植・李進熙らが主張するような陶磁器・彫像・装身具・鏡などの大量の美術品を日本に持ち帰った事実とはなかつたと考えるべきだろう。

なお、以上の寺内の姿勢について「たしかに寺内は美術品をソウルに集中し、ある程度は散佚をふせいだことは事実だと思う。しかし、その反面かれが莫大な文化財を日本にもちだし、現に寺内の郷里に残っていることは明白な事実である。その功だけをいい、朝鮮からもち去ったことをいわぬのは不当である」という指摘や⁽⁷⁶⁾、「寺内の文化財保護政策を高く評価する藤田亮策らの認識がでたらめであることは、当の寺内正毅が、故郷の山口に朝鮮文化財を集めた朝鮮館を設立していることだけでも明らかである」⁽⁷⁷⁾などの批判もある。これらの論者が、寺内が「文化財」を持ち出した行為を非難する際、その内実について美術品の類まで想定しているのであれば単なる事実誤認だが、もしそうではなく典籍類の持ち出しに限定しての非難であれば、すこし説明を要する。

寺内の個人コレクションが、不法な強奪などではなく、私費による購入品・自発的な寄贈品から構成されることは、すでに説明したとおりである。つまり、そうしたものの持ち出しを非難しているのであれば、資本主義社会における購入可能なモノと、それ以外のモノとの区別を欠いた「原理主義」的な批判といわざるをえない⁽⁷⁸⁾。ただし典籍類の持ち出しについて、寺内自身が施行した「古蹟及遺物保存規則」（朝鮮総督府訓令第29号 1916年7月4日）の精神に背くのではないかという批判であれば、ある程度、妥当性があるかもしれない。たしかに寺内を始めとする当時の文化財行政の関係者の間で、たとえば寺院に附属する仏像・工芸品とは異なり、書籍については売買・移動を認めるコンセンサスが存在していたようである。しかしそうした認識は、現在の学界にも広

く存在するもので、寺内期の朝鮮総督府で文化財行政に関わった人々のみに特有の認識ではなく⁽⁷⁹⁾、必ずしも一方的な非難の対象となるべきものでもない。

おわりに

戦後、日本社会、あるいは日本史学界においてすら寺内に対するマイナス評価が決定的な状況下⁽⁸⁰⁾、朝鮮考古学の権威だった藤田亮策(1892-1960)は「寺内正毅元帥を見直すときが必ずあるに相違ない」「百年後の歴史家はおそらく正しい批判を下すであろう」と度々述懐していたという⁽⁸¹⁾。勿論、寺内のいわゆる「武断政治」の内実に関する実証的な研究は、今後も必要であろう。しかし本稿で見てきたように、近現代の歴史研究を専門としない人々を中心として⁽⁸²⁾、根拠を示さないまま噂話を集積するような手法で、寺内総督期における文化財行政を総括する従来のあり方は、いい加減、軌道修正をしてもよからう。

なお最後に付言しておけば、研究者も人間である以上、社会的動物としての制約から自由たりえないのは勿論である。本稿で取り上げた事例は、専門分野において研究を進める際にも自戒すべき問題を多く内包していた。とくに、ここで分析の対象とした現象は、現在の筆者の勤務先と深く関わっており、その点で私自身も各種の制約から自由とはいいがたい立場に置かれている。読者におかれては、本稿の是非について、そうした点もふまえて評価を下すべきであろう。

〔注〕

(1) 以下の引用は、浅野豊美ほか編集・解説『日韓国交正常化問題資料第4期第7巻(文化財・宣伝世論・声明謝罪)』(現代史料出版、2015年)による。

(2) 朴薫「日韓会談における文化財「返還」交渉の展開過程と争点」(李鐘元ほか編『歴史としての日韓国交正常化Ⅱ 脱植民地化編』法政大学出版局、2011年)。なお、第50回参議院本会議(1965/12/10)における松永忠二(日本社会党)の発言中で「寺内正毅朝鮮総督もまた、たくさん朝鮮の文化財を日本に運んだのであります」と触れられるのも、こうした見方に影響を受けたものだろう。

- (3) 鈴木良「近代日本文化財問題研究の課題について」(『歴史評論』573、1998年)。
- (4) 有賀については、永島広紀「有賀啓太郎と朝鮮総督府「参事官室」の図書整理」(『朝鮮王朝「儀軌」百年の流転』NHK出版、2011年)を参照。
- (5) 典籍類の収集に際して寺内側近たちの果たした役割については、永島広紀「寺内正毅と朝鮮総督府の古蹟・史料調査—「桜圃寺内文庫」の成立前史—」(伊藤幸司編『桜圃寺内文庫の研究』勉誠出版、2013年)も参照。このうち工藤は、のちに内大臣秘書官・宮内庁御用掛などを務めた人物で、工藤壮平「日韓併合までの寺内総督の基礎工作」(『京城日報』1934/12/19)20)などによれば寺内の秘書的な役割も果たしていた。なお黒田については、渡辺滋「黒田甲子郎の人生—新聞記者・政治家秘書・伝記作家などとして—」(『日本古書通信』85—8—12、2020年)も参照。
- (6) 李英介「夢遊桃源図巻と寺内文庫—韓国文化財回想録—」(『日本美術工芸』447、1975年)。
- (7) たとえば寺内が金允植の出版事業を個人的に支援していたことについては、今関天彭ほか「今関天彭先生を囲んで」(東方学会編『東方学回想Ⅲ』刀水書房、2000年、初出1967年)などを参照。両者の交流は、寺内日記や関連文書でも確認できる。
- (8) 以上の概略は、早く田川孝三『桜圃寺内文庫朝鮮本調査報告』(外務省アジア局、1965年)に略述される。このほか伊藤幸司「防長尚武館の寺内正毅・寿一関係資料」(同編『防長尚武館の寺内正毅・寿一関係資料』山口県立大学、2016年)によれば、防長尚武館に保管される寺内旧蔵品のなかにも、趙重応・李完用ら政治家や、「朝鮮平安南道人民代表一同」から贈られた調度品のほか、入手経緯の明確な詩文集などが確認できる。
- (9) 熊本守雄「寺内文庫和漢書について—文学書を中心に—」(国守進編『桜圃寺内文庫の研究』山口女子大学歴史学研究室、1976年)・伊藤幸司「桜圃寺内文庫の変遷と現状」(同編『桜圃寺内文庫の研究』勉誠出版、2013年)。
- (10) 李が提起した主張のうちで、もっとも著名なのは、かつて一世を風靡した「好太王碑」をめぐる「石灰塗布」論争であろう。ただし、これについては佐伯有清を始めとする日本人研究者のほか、王健軍『好太王碑の研究』(雄渾社、1984年)・徐建新『好太王碑拓本の研究』(東京堂出版、2006年)など中国人研究者による実証的な批判もあり、主要な論点がいずれも成り立たないことは定説化している。なお早く金鐘武「好太王碑について—古典解釈の一管見—」(『韓』6—1、1977年)などでも述べられているとおり、この説は南北朝鮮の学界でも受け入れられておらず、おもに日本国内でクローズアップされただけらしい。
- (11) 李進熙「異国にさまよう文化財」(『朝鮮時報』1965年3月27日・同年4月3日)。
- (12) 李進熙「欺瞞的「文化財協定」について」(『売国的「韓日条約」は無効である(朝鮮)にかんする研究資料13』朝鮮大学校、1965年)。
- (13) 李進熙「日本にある朝鮮の文化財」(『朝鮮文化と日本』朝鮮青年社、1966年)。
- (14) 李進熙「日韓条約の締結」『海峽—ある在日史学者の半生—』青丘文化社、2000年)。
- (15) 諸鹿央雄「慶州の新羅時代遺蹟について」(講述写本)の本文は、黄寿永編／李洋秀ほか訳『日帝期文化財被害資料』(韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議、2012年、原著1973年)・黄寿永編／李洋秀ほか訳『韓国の失われた文化財』(三三書房、2015年)などへの引用による。
- (16) 木村静雄「慶州古蹟保存事業」(『朝鮮に老朽して』帝国地方行政学会朝鮮本部、1924年)。
- (17) 李注14論文。
- (18) 木村注16論文。
- (19) 大坂六村「仏国寺と石窟庵」(『趣味の慶州』慶州古蹟保存会、1931年)。
- (20) 大坂注19論文。
- (21) 木村注16論文。
- (22) 奥田悌『新羅旧都慶州誌』(玉村書店、1920年)・藤田亮策「石窟の修理工事」朝鮮総督府編『仏国寺と石窟庵』(桑名文星堂、1938年)。
- (23) 木村光彦「日本の統治政策」(『日本統治下の朝鮮』中央公論新社、2018年)。
- (24) このうち、総督府が石窟庵を厳重に管理していたことは、たとえば1923年に石窟庵を訪れた日本人が拓本を採ろうとして、総督府の役人

- に制止されているところからも窺える(古家実三「古書仕入旅日記22」『日本古書通信』237, 1964年)。
- (25) 柳宗悦「石窟庵の彫刻に就て」(『柳宗悦全集 著作篇6』筑摩書房、1981年、初出1919年)。
- (26) 李龜烈／南永昌訳「第二代統監曾祿荒助と石窟庵五層小塔」(『失われた朝鮮文化―日本侵略下の韓国文化材秘話―』新泉社、1993年)・兪弘濬／宋連玉訳「吐含山石仏寺」(『私の文化遺産踏査記Ⅱ 山は川を越えられず』法政大学出版局、2000年)ほか。なおこれらの著書は、利用史料のほとんどを黄寿永注15論文によっている。
- (27) 黄注15論文。
- (28) この点については、「石窟庵仏像、日帝に略奪されていた」(ハンギョレ新聞(日本版) 2014年5月27日)などで紹介される韓国における最新の動向も参照。
- (29) 寺内文庫に関連する一次史料に、朝鮮館がその種の利用のされ方をしていたことを示す痕跡や、寺内文庫にその種の美術品・考古遺物などが保管されていたことを窺わせる史料は一切確認できない。詳しくは渡辺滋「景福宮(朝鮮)繼照殿の日本移建とその後―附・指図による朝鮮館(寺内文庫)の復元―」(『山口県立大学 基盤教育紀要』1、2021年)を参照。
- (30) 国守進「桜圃寺内文庫の成立」(山口女子大学歴史学研究室、1976年)。
- (31) なお寺内自身の収集品ではないが、彼の死後、兪玉秀雄(娘婿、朝鮮総督府政務総監)から文庫に寄贈された奎章閣の重複本50冊は、王宮の旧蔵品といえなくもない。ただしこれらは現在、寺内文庫本体とは分離され、山口県立山口図書館に所蔵されている。その経緯などについては、伊藤幸司「桜圃寺内文庫の変遷と現状」(同編『桜圃寺内文庫の研究』勉誠出版、2013年)を参照。
- (32) 新保堂「日韓条約と「文化協力協定」」(『文化評論』47、1965年9月)。
- (33) 同館については、前川公秀「李王家博物館の概要―日本統治時代、京城(ソウル)の博物館―」(『全博協研究紀要』20・21合併号、2019年)を参照。
- (34) 西川宏「在日朝鮮文化財と日本人の責務」(『歴史地理教育』116、1966年)。
- (35) 西川宏「日本帝国主義下における朝鮮考古学の形成」(『朝鮮史研究会論文集』7、1970年)。
- (36) 鈴木注3論文ほか。なおこのほか、1960～70年代に李の所説を引き写して拡散した事例としては、姜在彦『増訂朝鮮歴史と風土』(法律文化社、1978年、初版1966年)・吉留路樹『日本人と朝鮮人』(エール出版、1972年)などもある。
- (37) 本来、こうした思考停止的な対応は、歴史家として、とってはならない態度の一つである。このように、他者から提示された情報の真正性を再検討することなく、感覚的に受け入れ、オウム返しに繰り返すさまは、社会心理学の分野で「社会的感染」と呼ばれる現象である(田中淳ほか『集合行動の社会心理学』北樹出版、2003年)。
- (38) 李注14論文。
- (39) 朝鮮民主主義人民共和国科学院歴史研究所近代史研究室編／金曜顕訳「日本帝国主義の「武断統治」」(『日本帝国主義統治下の朝鮮』朝鮮青年社、1978年、原著1975年)。
- (40) 朝鮮中央放送「在日同胞にたいする日本軍国主義者の迫害策動上」(『月刊朝鮮資料』9・9、1969年)。
- (41) 李弘植「在日韓国文化財備忘録―最近半世紀間において―」(『史学研究』18(韓国、史学会)、1964年)。
- (42) 以下、同会合における発言については、浅野豊美ほか編『日韓国交正常化問題資料』(現代史料出版)の第Ⅱ期5巻(2012年)・第Ⅲ期4巻(2013年)・第Ⅳ期7巻(2015年)による。なお「日韓会談文書情報公開アーカイブス」(<http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/nikkankaidanbunso/>)も参照。
- (43) 朴薫「日韓会談における文化財「返還」交渉の展開過程と争点」(李鐘元ほか編『歴史としての日韓国交正常化Ⅱ 脱植民地化編』法政大学出版局、2011年)は、韓国側専門委員の黄寿永・李弘植らを「当時韓国最高の専門家で構成された強力な陣容」とする一方、「日本側の専門家は重みに欠ける人物」と評価するが、あきらかな事実誤認である。
- (44) 朴注43論文。
- (45) 李龜烈『韓国文化財秘話』(韓国美術出版社、1973年)。
- (46) 李龜烈、南永昌(訳)『失われた朝鮮文化―日本侵略下の韓国文化財秘話』

- (新泉社、1993年)。
- (47) いくつか例示しておく、松本剛『掠奪した文化』(岩波書店、1993年)・日本弁護士連合会編『日本の戦後補償』(明石書店、1994年)・長田彰文『近代日韓(朝)関係史における文化的側面』(上智大学文学部史学科編『歴史家の工房』ぎょうせい、2003年)・田中正敬『植民地期朝鮮における遺物の「流出」と「保存」をめぐって—近年の研究から—』(『専修考古学』10、2004年)・伊藤孝司『韓国・北朝鮮からの文化財返還要求をどのように受け止めるのか』(『世界』775、2008年)。なお同内容の主張のうち、最新の荒井信一『寺内文庫の寄贈』(『コロナリズムと文化財』岩波新書、2012年)は、所蔵品の行方が不明と説明する箇所「国森進編『桜圃寺内文庫の研究』を典拠として掲げるが、同書にそのような記述はない。
- (48) つまり両者は兄弟関係ということになる。ただし両者の調査能力や初出年の前後関係からすれば、李進熙が李弘植の収集情報を参考にしている可能性は否定できない。
- (49) 代表的なものとして、河田いこひ「1910年の焚書」(『季刊三千里』47、1986年)・東条文規『図書館の近代』(ポット出版、1999年)・加藤一夫ほか『日本の植民地図書館』(社会評論社、2005年)などを参照。
- (50) 彼らの発信する情報は、朝鮮民主主義人民共和国注39論文に見える関係叙述と、内容の親近性が想定される。
- (51) 河田注49論文。
- (52) 東条注49論文。
- (53) 河田注49論文。
- (54) 加藤注49論文。
- (55) たとえば河田注49論文は、寺内期の朝鮮半島で歴大な焚書が行われたとする朝鮮人研究者の主張に沿い、事件を現地で見たいはずの日本人(とくに図書館関係者)が、その事実について戦後一切語ろうとしない状況を非難する。しかし語ろうとしないのではなく、「数十万冊」(加藤注49論文)にのぼる朝鮮本を焚書するような事件が実際には生じていない可能性も想定すべきではないか。併合当時の朝鮮半島に地場の出版業界は形成されておらず、そもそも「焚書」するほど大量の書籍が存在していなかった可能性が高いことについては、渡辺滋「近代における朝鮮本の流通—日本との関わりを中心に—」(『山口県立大学大学院論集』22、2021年)を参照。
- (56) 概略は、高麗博物館編『失われた朝鮮文化遺産』(同館、2009年)・河村建夫『五輪の年』には文化省(『文化芸術』2014—3、2014年)を参照。
- (57) 李洋秀「訳者あとがき」(黄寿永編『日帝期文化財被害資料』韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議、2012年、原著1973年)。なお李は、同種の主張を「日韓会談と文化財返還問題」(『戦争責任研究』72、2011年)でも繰り返し返している。同様の主張は、鈴木注3論文にも見え、この種の言説の影響力の根深さを感じさせる。
- なお以上のような言説から、寺内文庫に古墳から盗掘された多数の美術品が保管されていると考え、その回収を国交正常化交渉における主要な目標の一つとした韓国側は、交渉の過程で「日本人による盗掘の不法性」回収の正当性」という論理を強調し続けている(たとえば第6回日韓全面会談における文化財小委員会第3回会合(1961/11/15)における李弘植の発言)。しかし当時の実態を知る人物の証言によれば、盗掘は朝鮮人が行っていた(三宅長策「そのころの思い出 高麗古墳発掘時代」『陶磁』6—6、1934年)。
- (58) 鈴木良「近代日本文化財問題研究の課題」(鈴木良ほか編『文化財と近代日本』山川出版社、2002年)。
- (59) たとえば「日本、韓日交渉時に略奪文化財を組織的に隠す」(『中央日報日本語版』2014年7月29日)・「日本から戻ってきた文化財「寺内文庫」分析」(同2014年12月16日)など。
- (60) 中内康夫「日韓間の文化財引渡しの経緯と日韓図書協定の成立」(『立法と調査』319、2011年)。
- (61) 藤田亮策「朝鮮の石器時代」(『朝鮮考古学研究』高桐書店、1948年、初出1942年)・同「朝鮮古蹟調査」(『朝鮮学論考』開明書院、1963年、初出1953年)。
- (62) 藤田亮策「ピリケン総督」(鄭大均編『日韓併合期ベストエッセイ集』筑摩書房、2015年、初出1958年)・中村健太郎「寺内総督の横顔」(『朝鮮生活五十年』青潮社、1969年)。

- (63) 黄注15編著。
- (64) 韓永大「敬天寺石塔が戻るまで」(『朝鮮美の探求者たち』 未来社、1992年、初出1986年)。
- (65) 藤村徳一「官権の横暴と官吏の非常識」(同編『居留民之昔物語』 朝鮮二昔会事務局、1927年)。
- (66) 大村友之丞『京城回顧録』(朝鮮研究会、1922年)。
- (67) 李東勲「始政五年記念朝鮮物産共進会」と植民地空間」(『在朝日本人社会の形成』 明石書店、2019年、初出2015年)。
- (68) たとえば和田清「普及版『李朝実録』の刊行」(『史学雑誌』 63―2、1954年)は、「日本の軍部は不思議にも他国のものを日本へ持って来ることが嫌ひであった。…だから朝鮮を併合しても、朝鮮のものは朝鮮へ置いて日本へ持って来ないのがその方針であった。甚しきは寺内総督の如き、一旦商人が買ひ来ったものを強ひて取戻したために、途中の運送で破損してしまったものがあつたほどである」と述べている。
- (69) 李成市「コロナリズムと近代歴史学―植民地統治下の朝鮮史編修と古蹟調査を中心に―」(『闘争の場としての古代史―東アジア史のゆくえ―』 岩波書店、2018年、初出2004年)。
- (70) 朝鮮総督・首相などを歴任した後の晩年の寺内が、ほとんど資産を残していなかったのは、そのためと考えられる。長男寿一への「何分にも金は少しも残して居ないが意志を継いで図書館は吃度設置してくれ」という遺言(『防長新聞』1921年12月7日)や、側近の黒田の証言(渡辺注5論文)などを参照。
- (71) 池田林儀「鮎貝房之進」(『政界往来』 11―5、1940年)・藤田注62論文・渡辺雄二「近代コレクションから考察する韓国絵画史」(『九州産業大学芸術学会研究報告』 50、2019年)ほか。鮎貝自身のコレクションも、寺内などが買い上げて総督府博物館に寄贈している。
- (72) 関野貞「朝鮮三国時代の彫刻」(『朝鮮の建築と芸術』 岩波書店、1941年、初出1933年)。
- (73) 藤田亮策「朝鮮考古学略史」(『ドルメン』 2―4、1933年)・藤田注62論文。藤田は、三宅の死去による遺族の帰国の際に売却されたものとするが、三宅はその後も存命しており、この点は事実誤認である。なお全東園「韓国文化財」形成過程に関する史的考察」(東京外国語大学博士學位論文、2017年)の紹介する史料は、「元三宅長策所蔵、此価格金四千五百円也。関野博士□□価格」とあり、実際の買上額は4500円と判明する。前述したように、当時の巡查の初任給が15〜18円程度であることをふまえると、驚くほどの価格といえる。
- (74) 寺内が、美術品を総督府博物館に寄贈して帰国したことについて、高麗博物館編『失われた朝鮮文化遺産』(同館、2009年)は、「寺内総督は、1916年、総理大臣に就任するための帰国の際に、総督府博物館に寄付。朝鮮学界、市民の間にもその存在と貴さが広く知られていたもので、持ち帰ることはさすがに憚ったようだ」と説明するが、寺内のコレクションの存在が、本当に「広く知られていた」のか、またそれが「持ち帰ることはさすがに憚った」理由なのか、具体的な検討はされていない。ちなみに寺内が朝鮮総督を務めていた時期に、日本人の朝鮮本コレクターについて精査・報告した前問恭作『朝鮮の板本』(松浦書店、1937年、初出1914年)に寺内の名前が挙げられていない点からすれば、「広く知られていた」可能性は低からう。
- (75) 現在でも、たとえば寺内が「偏執狂的に朝鮮の昔の文献や遺物をかき集めた」のは、「朝鮮を日本に同化させて支配の正当性を確立するため」(日本が朝鮮を永久属国にするため)とするような言説は広く信じられているようである(『日本から戻ってきた文化財』寺内文庫「分析」『中央日報』(日本語版) 2014年12月16日)。寺内文庫の古典籍のなかで、朝鮮本の割合は冊数で一割にも満たない実態もふまえれば、上記のような目的で組織的に収集された可能性はほとんど想定しがたいのだが、こうした理解が生じる背景について、ジョージ・アキタほか「修正主義陣営の多様な声」(『日本の朝鮮統治』を検証する 1910―1945』草思社、2013年)の「これらの批判者(『日本の植民地体制を批判する者』たちは、帝国主義列強は利他的な動機では一切行動しないと決めてかかっている」という指摘が参

考になる。

(76) 旗田巍「日韓条約と朝鮮文化財返還問題」(『日本人の朝鮮観』勁草書房、1969年、初出1965年)。

(77) 高崎宗司『検証 日韓会談』(岩波書店、1996年)。

(78) 旗田のこの種の問題に対する思い入れについては、高吉嬉『在朝日本人二世』のアイデンティティ形成—旗田巍と朝鮮・日本—(桐書房、2001年)も参照。

(79) たとえば事実上、「略奪文化財返還」の一環として、東京大学から『朝鮮王朝実録』がソウル大学に「寄贈」されたり、宮内庁から『張朝鮮王朝儀軌』が韓国政府に引き渡されたことについて、塩村耕「朝鮮本古典籍返還の件を機に書物について考える」(『リポート笠間』53、2012年)は、「これが通常の器物だったならば、これほどには気にならなかったはずなのに、書物だとして違和感を覚える」と述べる。

(80) 噂が拡散する場合、情報の発信側だけでなく、受信側にも要因がある(川上善郎『うわさが走る—情報伝播の社会心理—』サイエンス社、1997年・早川洋行『流言の社会学—形式社会学からの接近—』青弓社、2002年)。日本社会においても、寺内に関する悪い噂が広まった背景としては、広まった時期(戦後)における彼へのマイナスイメージの強さも一因と考えられるべきであろう。寺内自身の取っつきにくい性格などが原因で、とくに死後、日本社会においても加速度的に悪いイメージが拡散していたらしいことについては、渡辺滋『寺内正毅とその周辺』(『寺内正毅に関する総合的研究』報告書(山口県立大学)、2020年)を参照。

(81) 中吉功『朝鮮美術への道』(国書刊行会、1979年)。

(82) たとえば小田部雄次ほか著『キーワード 日本の戦争犯罪』(雄山閣、1995年)に掲載される「朝鮮からの文化財の収奪」というコラムは、「初代統監伊藤博文や初代総督寺内正毅、二代総督曾根荒助ら日本の高官も、多数の文化財美術品を日本に持ち帰りコレクションとした」などと非難する。巻末の分担一覧に記載がなく実際の執筆者は不明だが、曾祢を寺内の後任(二代目の朝鮮総督)とする初歩的な誤りなどからも、この文章が日本近代史を専門とする人物の手になるもので無いことは明らかである。このように近代史の分野では、こと文化財の「略奪」問題に関する主張は、歴

史研究者以外の情報発信者から成される場合が多いようである。学問的にいえば、テリトリーの認知や棲み分けの承認は、先方に一定の専門性が認められる場合にのみ成り立つ対応である。この場合、そうした条件はほとんど満たされていない感がある。

寺内正毅(Terauchi Masatake)をめぐるイメージの拡散過程 —寺内文庫の収蔵品に関する問題を素材として—

渡 辺 滋

陸軍大臣・朝鮮総督・首相などを歴任した寺内正毅は、「寺内文庫」と呼ばれる蔵書コレクションを残している。後世、このコレクションをめぐる、不正に入手された財宝や美術品が大量に含まれているというデマが広まり、最終的には国家間の交渉や学術書における関連叙述にまで大きな影響を及ぼす事態となった。本稿では、こうしたデマの拡大過程を具体的に検討したうえで、その発生経緯や背景を解明していく。

Public Image of Terauchi Masatake and its Diffusion over Time: Examining Issues related to the Terauchi Library Collection

WATANABE Shigeru

Terauchi Masatake served as Minister of the Army and Prime Minister of Japan, as well as the Governor-General of Korea. He left a collection of literary works referred to as the Terauchi Library. Since his death, there has been widespread speculation that this collection contained a large amount of illegally obtained treasures and works of art. Ultimately, this has had a significant impact on negotiations between nations and on commentaries on the subject in academic works. This paper conducts a detailed examination of the process by which such speculation became widespread, seeking to clarify the background and circumstances in which it arose.